

文書質問の取扱いについて

(平成22年2月8日 議会運営委員会決定)

- 1 文書質問は、口頭質問と同様、本県議会の品位を傷つけるものとならないようにし、一般質問に関する先例及び申合せの範囲を逸脱することのないよう留意するものとする。
- 2 各会派とも、文書質問の提出に当たっては、簡明な趣意書によることを厳守するとともに、提出の期間ごとに1名となるよう調整するものとし、提案説明日から直後の付託日までの間に口頭質問を行う場合においては、文書質問を控えるものとする。ただし、議会運営委員会が認めたときは、この限りでない。
- 3 文書質問を行おうとする者は、質問趣意書を付託日の休日を除く2日前までに議長に提出するものとし、議長は、受理した質問趣意書を付託日の会議において配付するものとする。